

① 職場の概要（仕事の内容）

税関は、財務省の地方支分部局として、全国を9つの区域（函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、**長崎**、沖縄）に分けて管轄しており、国内関係機関や関係業界等と連携・協力しながら、

- ① 空港や港における不正薬物等の水際取締り
 - ② 輸出入される貨物の審査、検査、関税等の賦課、徴収
 - ③ 民間事業者とのパートナーシップ構築等による貿易の円滑化
- を主要な使命として取り組んでいます。

【税関の管轄】



（長崎税関は長崎県及び福岡県並びに佐賀県の一部、熊本県、鹿児島県を管轄）

業務部では、主に輸出入申告される貨物の審査、許可及び承認を行っている他、

- ✓ 輸入貨物に係る関税等の税率の適用及び徴収
- ✓ 輸出入貨物等の分析、鑑定
- ✓ 通関業の許可、通関業者の監督及び通関士試験の運営
- ✓ 知的財産権侵害物品の輸入差止申立て制度・手続等に係る対応
- ✓ 輸出入手続きや経済連携協定（EPA）利用等に関する相談対応

など幅広い任務を担当しています。



（輸出入申告の審査）

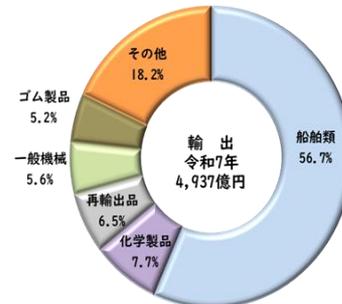


（分析鑑定）

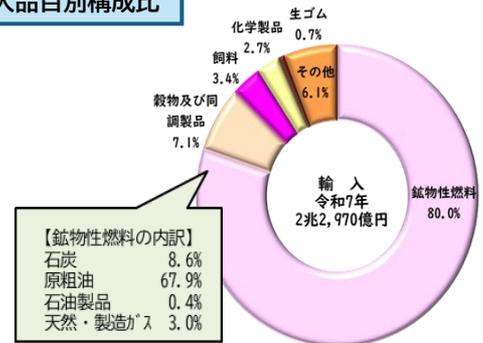


（税関相談）

令和7年 長崎税関管内の輸出入品目別構成比



（出所）令和7年分 長崎税関管内貿易概況〔速報〕



【鉱物性燃料の内訳】

- 石炭 8.6%
- 原油 67.9%
- 石油製品 0.4%
- 天然・製造ガス 3.0%

② 倫理保持に関連する取組の概要

- **取組内容**：倫理規程第3条第1項第6号（利害関係者からの供応接待の禁止）を遵守した長崎通関業会等関係事業者（利害関係者）との会食（懇親会）の開催。
- **きっかけ**：昨今、通関手続の電子化等が進展したことに伴い、長崎通関業会等関係事業者（以下、「事業者」という。）と税関担当者が対面でやり取りする機会が大幅に減少したことで、問題発生時等適切に連絡相談できるか懸念があった。このような背景の中、令和7年7月に事業者から長崎税関業務部に対し、会議の機会を捉えた会食の開催要請を受け、税関側でも事業者との円滑な意思疎通や更なる連携強化が重要と判断し、共同で企画のうえ、同年8月から随時開催。
- **課題及び対応**：倫理規程の熟読、遵守は当然とし、内外からの疑念払拭という課題に以下のとおり対応。

★内部向け対応

- ・ 倫理規程上の可否判断を単独で行わないよう、開催前後で倫理担当へ適時情報共有
- ・ 今後同様の懇親会を開催する可能性のある管内の通関担当部門にも遵守方法や手続きの流れを随時横展開

★外部向け対応

- ・ 幹事業務は双方で分担しつつ、倫理教本を参考に、店の予約や会計は税関側で対応
- ・ 予約状況や請求金額を事業者と共有し、完全割り勘の透明性を確保（予約内容を含む案内文書等も保管）

お世話になっております。
標記の件、昨日(8/6)、通関事務連絡協議会後に業者との懇親会を実施しましたのでご報告しておきます。
利害関係者との懇親会につき、完全割り勘ができるよう当方で予約、案内、領収書の発行、手交を行っております。

なお、倫理関係の報告は必要ないとの判断ですが、何かありましたらご教示願います。
・ 全額少額及び完全割り勘の自己負担につき、贈与等報告必要なし
・ 全額少額につき、事前届け出も対象外

1万円を超える飲食の届出 (倫理規程第9条)

自分で費用を負担するなど、利害関係者の費用負担によらずに利害関係者と共に飲食をする場合において、自分の飲食に要する費用が1万円を超える場合は倫理監督官へ事前に届け出なければなりません。
ただし、やむを得ない事情により、事前に届出ができなかった場合は、事後速やかに届出を行わなければなりません。
なお、届出の内容は、各府省等の倫理監督官が定めています。

※ 「やむを得ない事情」とは、次のような場合をいいます。
○ 1万円を超えない見込みであったが、実際には超えた場合
○ 利害関係者はいない見込みであったが、実際には利害関係者がいた場合
※ 以下のような場合でも1万円を超える場合は届出が必要です。
○ 一次会・二次会それぞれで1万円を超えないが、両者を合計すると1万円を超える場合
○ 同一部屋で動員した関係や経理を別時に受けた関係のある者と飲食を行う場合

(報告メール一部抜粋)

利害関係者と飲食を共にする際のアドバイス !!

そろそろお勘定を

所管業界団体の方々との会食は割り勘という決まりです

必ず相手方に割り勘とすることを説明する

5000円～

事前にあるいは勘定の際に実際の金額を確認

予約

可能な限り店の予約や会計を先方任せにしない

(国家公務員倫理教本(令和7年4月版)P36より抜粋)

③ ②に記載した倫理保持に関連する取組の目的及び効果

- 目的：通関事務連絡協議会（概ね四半期毎に開催している事業者との連絡会議）等の機会を捉え、事業者と税関がそれぞれの課題や悩み等を自由に胸襟を開いた意見交換を行うことを主目的に開催。
- 効果：相手方が利害関係者であることから長年開催を見合わせていたが、令和7年8月に長崎税関本関（長崎市）で再開したことがきっかけとなり、同年11～12月、管内各地でも同様の会食を実施。
昨今、経済安全保障上の脅威を受けた不正輸出防止など税関としても事業者側との連携が特に重要であることから、益々円滑な情報交換を可能とする体制強化に期待。

④ 職場のPR内容

●長崎税関・マイスター制度（働き方改革・コミュニケーション活性化策）の紹介

長崎税関では、令和6年4月から役職を問わず特定の分野に秀でた職員を「マイスター」として登録（可視化）し、その知識、技能及び経験を所属署所（所掌）に関わらず、他の職員に共有、伝承するための取組みを実施しています！

長崎税関に内在する技術等を柔軟かつ組織的に活用・承継するとともに、年代、所掌を超えた職員間のコミュニケーションの活性化、円滑な組織運営及び人材育成を行っており、令和7年12月1日現在、25人のマイスターが登録されています。



（活用例）



（「子育て・両立支援等マイスター（課長級）」と若手女性職員の座談会）



（「防災関係マイスター（部長級）」による防災講話）

④ 職場のPR内容（続き）

●長崎税関の戦後80年施策～保管証券等の返還～の紹介

税関では、戦後海外（旧満州や中国大陸、南方地域等）から引き揚げてきた方々から預かった通貨や証券などの返還を行っています。

長崎税関では、佐世保港や鹿児島港に上陸した引揚者の方々から預けられた現金・証券類等を現在も保管しています。

1953（昭和28）年の返還開始以降、長崎税関では、約7万3千件（約4万5千人分）を返還しましたが、半数以上の約9万1千件（約6万1千人分）が今も保管されたままとなっています。

戦後80年が経過し、照会・返還数が減少している中、令和7年には長崎税関で令和4年以降約3年ぶりに4件（3人分）を返還しました。新聞等の各メディアにも取り上げられ、返還の取組を広く一般の皆様へお伝えすることができました。

照会、返還請求はご本人に限らずご家族でも可能です。また、ご本人のものであることが確認できれば、通貨・証券類を税関等に預けられたことを証明する書類がなくても、税関でお預かりしている通貨・証券類をお返ししております。詳しくは税関までお問い合わせください。

長崎税関のお問合せ先： 業務部税関相談官 TEL 0120-828-680

※長崎税関以外の税関への問い合わせは税関ホームページを参照



（保管証券等の公開）



（報道機関による取材の様子）



朝鮮銀行券（100円札） 満州中央銀行券（10円札） 台湾銀行券（10円札）



満州儲蓄債権

軍票（20円札）

（税関で保管している通貨・証券の一例）

（出所）長崎税関ホームページ「引揚者の皆様へ」

④ 職場のPR内容（続き）

●長崎税関通関円滑化相談窓口の紹介

長崎税関では、輸出入の税関手続全般について気軽に相談できる窓口として、長崎税関ホームページに令和7年4月、「通関円滑化相談窓口」を新設しました。

また、地域相談窓口として「通関円滑化熊本相談窓口」も開設し、対面相談にも対応しています。

例えば、新たに貿易を始められたい方が税関手続について相談したい場合や『そもそも何を調べたら良いか分からない』、『どこに聞けば良いか分からない』といった場合など、気軽に当該窓口を利用可能です！



税関イメージキャラクター
「カスタム君」

✓税関手続全般について相談したい ✓関税分類、HSコード、EPA・原産地規則について聞きたい ✓輸出通関に係る経済安全保障などについて、何を調べたらいいか分からない、どこに聞けばいいか分からない

気軽に**ネット**で！【ホームページからお問い合わせ】

長崎税関通関円滑化相談窓口

1. URL: www.customs.go.jp/Nagasaki/sodan.html
2. 相談シートをダウンロードし必要事項を入力
3. 相談シートを次のメールアドレスに添付し送信 (nagasaki-sodan@customs.go.jp)
4. 相談に対し税関から回答メールを送信



(相談シート)

- 〈留意事項〉
- ・メール件名に「メール相談」とご記入ください。
 - ・メール送信の翌日(土日祝日を除く)以降の回答となります。

★もっと手軽に！★
相談シートを利用せず、メールのみでお問い合わせいただくことも可能です。スマホからでも簡単にお問合せいただけます！

対面でしっかり！【相談窓口にお越しになり対面での問い合わせ】

長崎税関通関円滑化熊本相談窓口

1. 来 訪 先：八代税関支署熊本出張所（熊本地方合同庁舎B棟1F）
2. 対応時間：月曜から金曜日(祝日を除く)08:30～12:00、13:00～16:00

- 〈留意事項〉
- ・来訪予定日時について、来訪予定の前日(土日祝日を除く)の12:00までにあらかじめメールにてご連絡をお願いします。
 - ・メールアドレス：nagasaki-sodan@custom.go.jp
 - ・メール本文：「お名前」「電話番号」「希望日時」及び「相談内容」を簡単にご記入ください。

★通関円滑化熊本相談窓口（熊本出張所）への行き方★ (交通機関)

1. JR「熊本駅」下車、徒歩10分
2. 熊本市電「二本木口」電停下車、徒歩2分
3. 「二本木口」バス停留所下車、徒歩4分

